

COG改善処理について

2007. 11. 20 放送事業者委員 関 祥行

1. 第4次中間答申を受け、放送事業者として、「COG+コピー回数制限」をなるべく早期に実現する方策、および、「同一の機器で、有料放送とその他の無料放送の、受信、録画が可能な場合には、当該機器において、現行のコピー制御（コピーワンス）と「COG+コピー回数制限」によるコピー制御に対する動作を区別する技術的な工夫」を検討して来た。
2. 検討の結果、答申の趣旨は「基本的には「COG+コピー回数制限」である」と、早期実現の観点から、「COG+コピー回数制限」（いわゆるコピー10またはダビング10）を基本として、コピー10とコピーワンスとの区別は識別信号（コンテンツ利用記述子）で行うこととした。この識別信号の運用および受信機の動作の規定の制定にDpaとして既に着手し、運用規定（TR-B14, 15）改定は今年末を目指して審議中である。
3. コピー10の実行は、対応する受信機の市場投入と、放送側の識別信号配置終了後となるが、放送側の作業に関しては放送事業者全体の協力のもと、「コピー10の実行」を、北京オリンピックを考慮し、2008年6月を目指して進めることとした。

以上